

2015年3月12日
日本郵便株式会社

青い鳥郵便葉書の無償配付

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 高橋 亨）は、重度の身体障がい者及び重度の知的障がい者で、受付期間内にご希望いただいた方に、「青い鳥郵便葉書」を無償で配付します。

「青い鳥郵便葉書」は、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便葉書 20 枚を封入したものです。

「青い鳥郵便葉書の無償配付」は、1976（昭和 51）年度に当時の厚生省が提唱していた「身体障害者福祉強調運動」に合わせ、身体障がい者及び知的障がい者の福祉に対する国民の理解と認識をさらに深めることを目的とし、実施、継続しています。

1 配付の対象

- (1) 重度の身体障がい者
1 級又は 2 級の方
- (2) 重度の知的障がい者
療育手帳に「A」（又は 1 度、2 度）の表記がある方

2 受付期間

2015（平成 27）年 4 月 1 日（水）から同年 6 月 1 日（月）まで

3 配付葉書

通常郵便葉書（無地、インクジェット紙又はくぼみ入り※）

通常郵便葉書胡蝶蘭（無地又はインクジェット紙）

※「くぼみ入り」は、目の不自由な方が使いやすいように、郵便葉書の表面左下部に半円形のくぼみを入れ、上下・表裏が分かるようにした郵便葉書です。

4 配付枚数

お一人につき上記配付葉書の中からいずれか 1 種類を 20 枚

5 お申出方法

- (1) 窓口でのお申出方法
窓口で配付の希望をお申出いただく場合は、最寄りの郵便局（簡易郵便局を除きます。以下同じとします。）に身体障害者手帳又は療育手帳をご提示いただいた上、「青い鳥郵便葉書配付申込書」（別紙）に必要事項をご記入の上、ご提出ください。
なお、代人によるご提出も可能です。
お申込みに必要な用紙は、郵便局の窓口にあります。
- (2) 郵送でのお申出方法
郵送により配付の希望をお申出いただく場合は、適宜の用紙に、別紙と同等の内容を記入して最寄りの郵便局に郵送してください。

6 配付の方法

2015（平成 27）年 4 月 20 日（月）以降、最寄りの配達を受け持つ郵便局からお届けいたします。

なお、2015（平成 27）年 4 月 20 日（月）以降、申出者又は代人の住所又は居所の配達を担当する郵便局の窓口にお申し込みいただいた場合に限り、「青い鳥郵便葉書配付申込書」の記載内容を確認の上、その場でお渡しします。

以 上

【お客さまのお問い合わせ先】

お客様サービス相談センター

<電話番号>

0120-23-28-86

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666

（通話料はお客さま負担です。）

<ご案内時間>

平日：8:00～22:00

土・日・休日：9:00～22:00

※おかけ間違いのないようご注意ください。